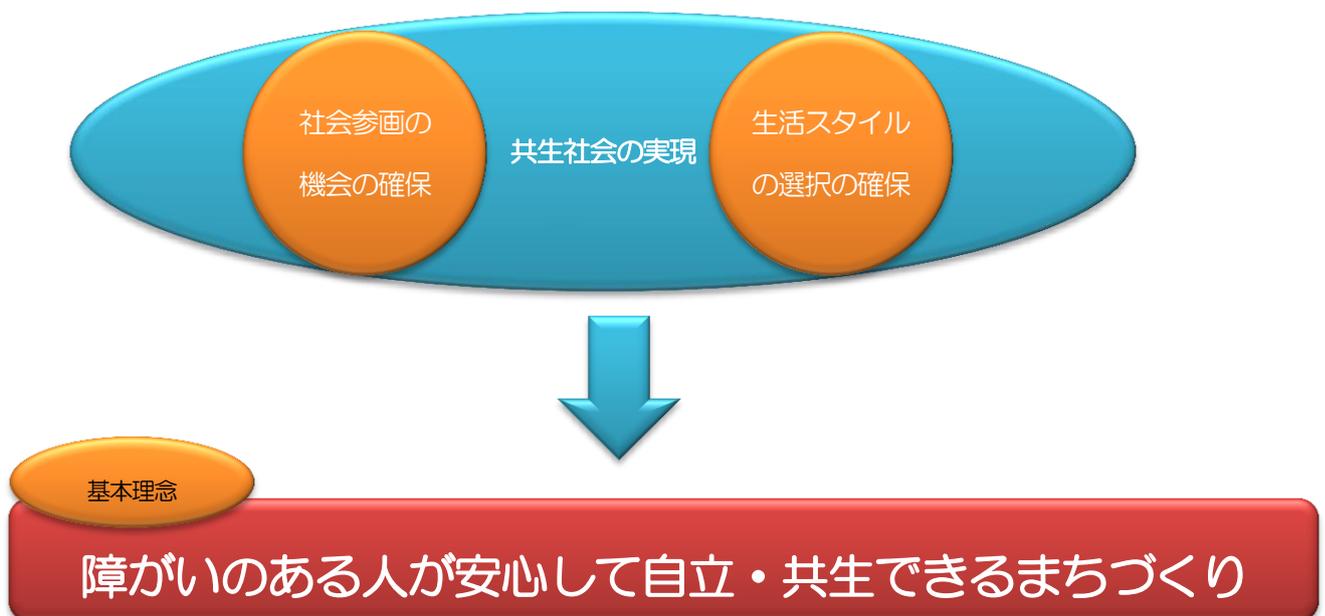




## 計画の基本的な考え方

## I 基本理念

この計画は、すべての障がいのある人の社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会や、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するとともに、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。



## Ⅱ 基本的な視点

この計画では、基本理念である『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』の実現のため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の3つの基本的視点を定めます。

### 1 自己実現の尊重

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的にサービスを利用し自立した生活を送ることができるように、障がいのある人の自己実現を尊重する計画とします。

### 2 ライフステージへの対応

ライフステージによって異なる生活様式や生活環境による課題の把握に努め、障がいのある人の一人ひとりの人生のステージにおけるニーズに対応する計画とします。

### 3 多様なニーズへの対応

保健・医療・福祉にとどまらず、幅広い分野にわたる多くの関係機関や団体などとの連携により、障がいの種類や程度によって異なるさまざまなニーズに対応する計画とします。

### Ⅲ 重点課題

この計画は、次の4つを重点課題として取り上げ、積極的に施策を推進していきます。

#### 1 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが社会に出て地域で暮らす力を身につけられるように、母子保健及び療育・教育支援事業の充実を図ります。

身体障がい、知的障がいのほか、自閉症や学習障がいなどの発達障がいの早期発見を図り、療育支援体制を充実します。また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

#### 【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
2 保健・医療	(2) 早期発見・早期療育体制の確立	ア 4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、必要に応じて健康相談や訪問指導をします。 イ 妊娠、出産、育児についての理解を深める講座を開催します。 ウ 新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。 エ 言語訓練事業を充実します。 オ 親子通所療育事業を拡大します。 カ 発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流を支援します。 キ 愛知県ココニーと連携し、地域療育支援事業を実施します。
3 保育・教育	(1) 障がい児保育の充実	ア 障がい児保育実施園を拡充します。 イ 保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。 ウ 障がい者生活支援センターにおける相談体制を充実します。
	(2) 特別支援教育等の充実	ア 特別支援教育コーディネーターを育成します。 イ 特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。 ウ 就学指導を実施します。 エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。 オ 小・中学校の建物などのバリアフリー化を進めます。

	(3) 障がい児の居宅生活の支援等の充実	ア サービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。 イ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。 ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。 エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。
--	----------------------	---

## 2 雇用・就労の促進

障がいのある人が安定した質の高い生活が送れるよう、一般企業、ハローワーク、学校、障害者就労・生活支援センターなどの相談支援事業者、就労支援事業者などと連携し、障がいのある人の雇用機会の確保拡大を図るとともに、就労への支援を充実します。

### 【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
4 雇用・就労	(1) 障がい者雇用の促進	ア 障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。 イ 就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。 ウ 障がい者雇用促進企業等物品等調達優遇制度を実施します。 エ 職場の施設や設備のバリアフリー化を推進します。 オ ジョブコーチの活用促進を図ります。

### 3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

障がいのある人やその家族が安心して地域での生活が送れるよう、障がい者生活支援センターにおける相談支援や成年後見制度への利用支援を充実するとともに、地域での生活を支えるホームヘルプサービスやショートステイの充実、生活介護、放課後児童デイサービスなど日中の活動の場となる通所施設の利用促進を図ります。

#### 【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
5 生活支援	(1) 障がい福祉サービスの充実	ア 民間事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。
	(2) 地域生活支援事業の充実	イ 民間事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。 ウ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。 オ 地域の課題の解決を図り、障がいのある人の生活を支援します。 カ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。 キ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。
	(3) 障がい児の居宅生活の支援の充実	ア サービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。 イ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。 ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。 エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。

## 4 地域移行の促進

今までの入所施設や病院などにおける集団生活から、障がいのある人個々の状態やニーズにあった支援を充実させ、障がいのある人やその家族の希望に基づき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進します。そのため住宅への入居支援や住宅の改修支援を始め、グループホーム、ケアホームの設置など、生活の基盤整備を促進します。

### 【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
2 保健・医療	(3) 精神保健福祉施策の推進	ア 精神障がいのある人の社会復帰を支援します。 イ 精神障がいのある人の退院の促進を図ります。 ウ グループホーム・ケアホームの整備を推進します。
6 生活環境	(1) 福祉のまちづくりの推進	ア 障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備を推進します。 イ 不特定多数の人が利用する既存の店舗などについて、段差解消や多目的トイレ設置などの施設改善に対して助成します。 ウ 障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備を推進します。 エ 「はあとふるライナー」を充実します。
	(2) 住環境の整備	ア 市営住宅の再整備にあわせて障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。 イ 身体障がいのある人の住宅改修費の一部を助成します。



